

※ ビルクリーニング分野に関する必要な書類

<認定・変更用・第3表の1>

番号	必要書類	様式番号	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄
					いずれか選択	過去に提出した申請日及び申請番号	
	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類						
	A)ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験合格者の場合	ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験の合格証明書の写し	○		有	無	有 無
1	B)技能検定1級(ビルクリーニング)合格者の場合	技能検定1級(ビルクリーニング)の合格証明書写し 試験実施機関の発行する「特定技能2号移行要件に係る実務経験適合証明書」の写し	○		有	無	有 無
2	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書	分野参考様式第2-1号	○		有	無	有 無
3	次の①又は②のいずれか ①建築物清掃業登録証明書 ②建築物環境衛生総合管理業登録証明書		△ (注6)	※当該登録を受けていることが記載された「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書」(当該登録の有効期限が切れていないものに限る。)を提出している場合は提出不要	有	無	有 無
4	協議会の構成員であることの証明書 (注) 特定技能外国人の初回の受入れから4か月以上経過している場合に必要		○	※令和6年6月15日以降の申請については、一律に提出(初めてビルクリーニング分野で受け入れる場合には申請前の協議会加入手続)が必要 ※令和6年6月15日より前の申請について、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(改正前の分野参考様式第2-1号)の提出が必要	有	無	有 無